

# 総務省

## 1. 情報通信インフラの整備について

地域社会や家族と遠く離れた海上という特殊な環境下で就労する船員にとって、安全運航に不可欠な気象・海象情報の取得や緊急時の無線医療体制の維持はもとより、家族とのコミュニケーションや陸上社会とのつながり、船員のメンタルヘルスの維持などの観点からも、海上における情報通信インフラの整備は必要不可欠であり、後継者の確保にも繋がる重要な要素となっている。近年の情報通信技術の進歩により、様々な情報取得や各種手続き、コミュニケーション手段としての通話や通信、動画配信サービスなどが利用可能となっていることと併せ、従前の衛星通信サービスに比べ、高速で遅延の少ない低軌道衛星を利用した衛星通信サービスの提供が開始されてきている。

しかしながら、一部の低軌道衛星通信サービスにおいては、外国籍船について制限がないものの、日本船籍については、わが国領海内での利用に制限されている。海上においても陸上と同様な情報通信サービスが利用できるよう、法整備とともに高速衛星通信が利用可能となる海上ブロードバンド設備の設置促進、料金の低廉化に向け支援いただきたい。また、日本沿岸航行時に存在する携帯電話や地上デジタルテレビ放送の電波不感地帯の解消も含め、船陸間通信の充実を図っていただきたい。

### 【回答】

海上でのブロードバンドについては、従来の衛星通信サービスに加え、多数の人工衛星を一体的に運用する衛星コンステレーションによるより高速、低廉なサービスの提供が開始されています。

一部の低軌道衛星コンステレーションシステムについては、当初は領海内での使用を前提とした制度でしたが、領海外での使用ニーズが急速に高まっていることを踏まえ、今年2月から、領海外でも使用できるよう、制度整備を行っています。

携帯電話や地上デジタルテレビ放送の電波が届かない海域でも、衛星コンステレーションサービスにより、情報通信サービスが利用できるエリアとしてカバーされ、それにより海上での通信環境の改善や動画視聴環境等の向上が期待されます。

総務省としては、引き続き、技術の進展や各通信事業者の計画などを踏まえつつ、船陸間通信の充実のため、環境整備を進めてまいります。

## 2. 洋上投票制度について

洋上投票制度では、「選挙人名簿登録証明書」や「投票人名簿登録書」の事前取得、指定市区町村の選挙管理委員会による投票送信用紙等の交付が必要となるほか、船内での送信完了の確認や、投票記載部分と必要事項記載部分の切り離し、帰港後の投票用紙の送付など一連の手続きが必要となる。さらに、投票時には、投票者と受信者側の時差があるなか、日本時間に合わせた投票、事前の通信試験、事後の完了確認などが必要となる。多様化した船舶の運航形態に応じて、すべての船員が公民権を行使できるよう、船員による洋上投票制度においても、さらなる手続きの簡素化や利便性の向上、対象選挙の地方選挙への段階的な拡充を図るとともに、「在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究」の最終報告がなされているが、船員の洋上投票に関してもインターネット利用による投票制度の導入について検討いただきたい。

### 【回答】

＜手続の簡素化や利便性の向上について＞

洋上投票の手続については、選挙の公正を確保するため、二重投票の防止、投票の秘密の確保等の観点から、一連の厳格な手続が定められていますが、投票環境を向上させていくことは、重要なことと認識しています。

一昨年の参議院議員通常選挙においては、全日本海員組合の皆様のご要望を踏まえ、洋上投票の申出は、本邦出航前に限らず、外国を出航する場合には、適切に投票送信用紙等の交付の手続ができる限り、外国を出航する前まで可能であるということについて、各選挙管理委員会に対して通知を行ったところです。

今後とも、各選挙管理委員会と連携しながら、さらなる利便性の向上に向けた取組を行ってまいります。

＜地方選挙への拡大について＞

洋上投票制度は、これまで各党各会派による議論・協議を経て創設・改正されてまいりましたが、投票送信用紙等を交付・受信する選挙管理委員会や不在者投票管理者となる船長等の事務負担が過大となること等の課題があり、現在は衆議院総選挙及び参議院通常選挙に限って導入されています。

地方選挙への拡大については、各党各会派による御議論が必要ですが、総務省としても諸課題の検討を行い、御議論に資するよう努力してまいりたいと考えています。

＜インターネット投票について＞

インターネット投票については、総務省では、郵便等投票が広く認められている在外選挙において調査研究を実施しています。

インターネット投票の導入に当たっては、二重投票の防止、投票の秘密保持等の選挙特有の課題に対応する必要があります。

加えて、洋上投票については、在外選挙における課題のほか、

- ・洋上投票は、外洋航行中などの特定の状況下にある場合に限り、ファクシミリによる投票を認める制度として議員立法により設けられたものであり、こうした制度趣旨をどのように考えるか、
- ・投票管理者や立会人の下で行うことが原則の洋上投票を、特段の要件なく、これらの者が不在の中で認めることの是非

といった論点があります。

インターネット投票という新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わることから、各党各会派で十分御議論いただきたいと考えております。

### 3. 船員税制確立への取り組みについて

船員は家族や陸上社会と離れ、職住一体となった特殊な労働環境のもとにあり、行政サービスの受益が一定程度制限されている。

住民税の減免については、各自治体の裁量により可能であるところ、現在、三重県の四日市市・鳥羽市・志摩市、静岡県焼津市、愛媛県今治市・上島町の6自治体において実施されている。住民税減免措置の他の地域への拡大に向け支援いただきたい。

また、関係行政機関と連携のもと、国策としての船員に対する政策減税（所得税減免）の導入に向け取り組んでいただきたい。

#### 【回答】

地方団体は、個別の納税者の事情を考慮した上で、条例に基づき、個人住民税の減免を行うことが可能ですが、個人住民税は、「地域社会の会費」としての性格を有する税であり、長期の出張などで住所地にいる期間が短い方にも、一定以上の所得がある方には、納税していただいています。

船員の方についても、住所地団体から、ご家族も含め、様々な行政サービスを受けていることを踏まえて考える必要があります。

船員の方々への対応につきましては、こうした点を踏まえ、それぞれの地方団体において、ご判断いただいているものと考えております。

## 【消 防 庁】

### 1. コンタミに関する課題について

危険物のいわゆる「コンタミ」の防止については、元請および輸送の各事業者団体と共同で継続的に行われている「危険物荷卸し時相互立ち会い推進全国一斉キャンペーン」や、経済産業省資源エネルギー庁及び関係事業者団体がとりまとめた「タンクローリーから給油所への荷卸し時におけるコンタミ事故の防止のための基本マニュアル」の配布を通じ、取り組んでいただいているところであるが、多くの給油所等において、依然として、荷卸しを受ける側の危険物取扱者が不在または無資格者が対応、あるいは接客を理由に対応できない等の事情で、ドライバー単独で荷卸しをせざるを得ない状況が散見される。

また、貴庁におかれては、「危険物等事故防止対策情報連絡会」や立入検査等を通じ、関係事業者等の事故防止に係る注意喚起にも取り組まれているが、あらためて実態を把握したうえで、給油所の安全に対する意識を改善すべく、引き続き、関係省庁と連携し、行政指導を強化されたい。

#### 【回答】（危険物保安室）

荷卸しを行う場合、単独で荷卸しに必要な設備など安全対策を図っている場合を除き、給油所の危険物取扱者とタンクローリーの危険物取扱者の両者が立ち会うことを義務付けています。

消防庁では、令和元年9月に、全国の消防本部等に対し、経済産業省資源エネルギー庁および関係事業者団体がとりまとめた「タンクローリーから給油所への荷卸し時におけるコンタミ事故の防止のための基本マニュアル」を送付し、コンタミ事故の防止に係る技術的な支援を行っています。

消防庁が主催する「危険物等事故防止対策情報連絡会」や立入検査等の機会を通じ、引き続き、関係事業者等の事故防止に係る注意喚起の徹底を図っていきます。

### 2. 危険物貨物輸送の安全について

#### (1) ISOコンテナにおける移動タンク貯蔵所に関する手続きについて

貴庁の「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の報告書において、ISOコンテナにおける移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを追加する際に軽微な変更工事に該当するか否かを確認する資料について、電子申請システムや電子メール等による事前の資料提出の受付を推進するとされたことを評価しており、早期実現に向け取り組まれます。

#### (2) SDSの交付およびイエローカードの法制化と運用改善について

日本化学工業協会の自主的運用であるイエローカードについては引き続きの指導に留まらず、他省庁との連携を図るとともに、都度の運行時に日付入りの文書として荷主責任として交付するよう法制化されたい。また、安全データシート(SDS)は、国内の危険物輸送における緊急対処に係る重要な情報であることから、ISOコンテナの国内輸送においては、日本語での交付の義務付けについて、検討されたい。加えて、消防法上のSDS義務付けは無く、危険物取扱者同乗で事足りるとのことであるとしているが、危険物従事者の事故時対応において、連絡体制に不測の事態となった場合においても、緊急対処できるようISOコンテナ輸送に限り、SDSの義務付け等の法整備を検討されたい。

### (3) 危険物の規制の国際ルールへの統一について

危険物に関するコンテナ輸送については、外航海運・内航海運ともに国際ルールで運用されているが、陸上輸送となった時点で危険物の定義に差異が発生することとなる。ついては、法改正も視野に、国際ルールに調和した基準に再編されたい。

#### 【回答】(危険物保安室)

ISOコンテナにおける移動タンク貯蔵所に関する手続きについて、令和6年3月に電子メール等により資料提出ができることを明確化し、消防本部に周知しています。

令和3年度から4年度にかけて消防庁で開催した「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の結果を受け、発注者(荷主)で構成される関係団体に対し「危険物輸送時における発注者(荷主)を主体とした関係事業者間の情報共有について」(令和4年12月13日付け消防危第277号)を発出し、輸送事業者がイエローカードの携行を徹底できるように荷物の危険物情報を適切に伝達すること等を依頼しています。

国際輸送の現状や新たな動向を踏まえ、今後とも情報を収集し、調査検討していきます。

### 3. フレキシブルバックによる危険物貨物輸送の禁止について

ドライコンテナによるフレキシブルバックを用いた輸送について、貴庁より「安全性等について検討の上、危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示に「運搬容器として規定している」との見解が示されているが、フレキシブルバックが再利用されていることから、劣化による流出事故の報告も多数ある。いかに発火点が高い動植物油であっても、流出事故ともなると車両火災や重大災害が発生し、運転手や一般市民が危険な事故に巻き込まれる状況となるため、動植物油(液体)のISOコンテナでの輸送についてはタンクコンテナでの輸送に限るように国土交通省物

流・自動車局と連携して改正に取り組まれない。また、貴庁においては「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」が設置されているが、検討事項にある「海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬に関する事項」にフレキシブルバックでの運送も加えられたい。

**【回答】**（危険物保安室）

フレキシブルバックについては、過去に安全性等について検討の上、危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示に運搬容器として規定しているところです。

フレキシブルバックによる液体の輸送については、国土交通省が発行する「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を危険物の輸送に係る事業者等に周知し、引き続き、関係省庁と連携しながら安全対策を図っていきます。